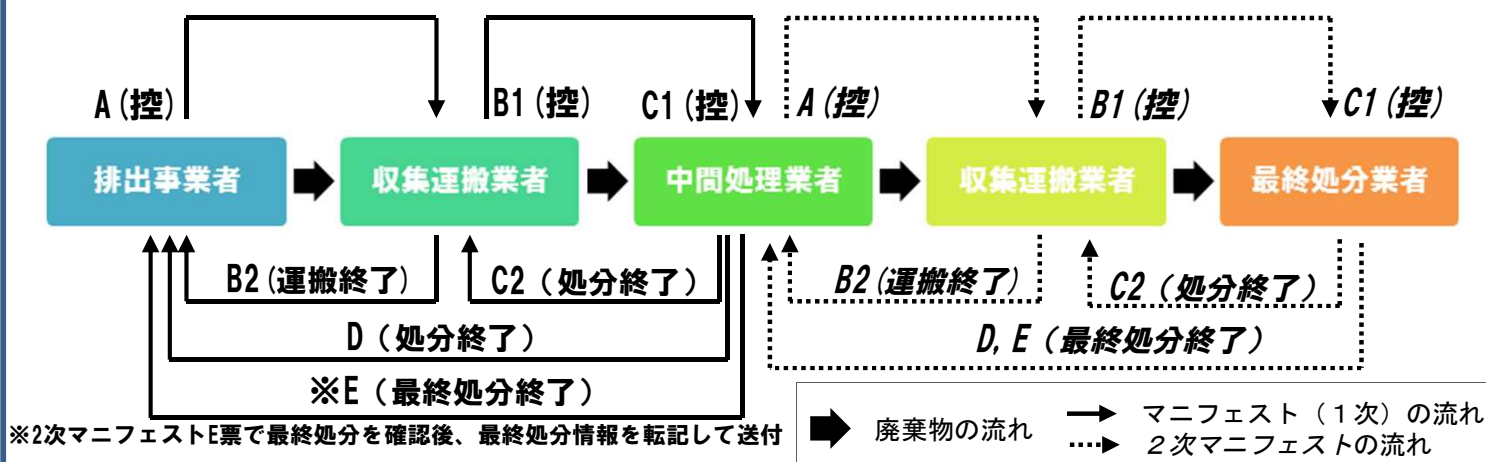


産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正運用を！

産業廃棄物産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保することを目的した制度です。

マニフェスト運用の流れ（例）



マニフェスト運用時の基準

【1. 産業廃棄物の受取りと同時に受理】

- ・必要事項の記載があるか確認し、産業廃棄物と同時にマニフェストを受理する。
- ・産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとに受理する。

【2. 処理終了後に写しを送付】

○運搬受託者

- ・運搬終了後、必要事項を記載し、10日以内に交付者（排出事業者）にマニフェストの写し（B2票）を送付する。
- ・処分受託者にマニフェストを回付する。

○処分受託者

- ・処分終了後、必要事項を記載し、10日以内に交付者（排出事業者）にマニフェストの写し（D票）を、運搬受託者にマニフェストの写し（C2票）を送付する。
- ・中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された2次マニフェストの写しの送付を受けたときは、1次マニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、10日以内に交付者に1次マニフェストの写し（E票）を送付する。

【3. 写しを5年間保存】

○運搬受託者

- B1票（保管推奨）
- C2票（保存義務）

○処分受託者

- C1票（保存義務）

マニフェストの記載事項と実際の廃棄物の種類、数量等に相違がないかを確認し、適正な場合のみ受取りましょう！



おんせん県おおいた

manifestoの記載方法（処理業者の場合）

- ・黒枠内は交付者（排出事業者）が記入します。
- ・漏れや誤記があれば訂正をもとめます。



様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	種類	数量	荷姿			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒		
	住所 〒	電話番号		電話番号		
運搬の受託	（受託者の氏名又は名称）		受領印 ㊟	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量
	（運搬担当者の氏名）					
処分の受託	（受託者の氏名又は名称）		受領印 ㊟	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日
	（処分担当者の氏名）					
最終処分を行った場所	所在地					

販売されているmanifestoは、種類が多いため印刷されたチェックが

実際に運搬や処分を行う担当者が氏名を記入・押印

- ・中間処理業者は、2次manifestoで最終処分完了を確認して記入します。
- ・最終処分が「再生」の場合は中間処理をして廃棄物が客観的に有償売却できる性状の物とした日を記入します。

「最終処分」とは埋立処分、海洋投入処分又は再生です。中間処理後に一部は再生され、一部は埋立処分等される場合には再生処理施設と最終処分場の両方を記入します。

manifestoに関する罰則（一部を掲載）

manifestoに関する基準に違反した者は、措置命令（法第19条の5第1項：不法投棄された廃棄物の除去等を講じる命令）や刑事処分（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。

- ・管理票交付者に管理票の写しを送付せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をした運搬受託者
- ・処分受託者に管理票を回付しなかった運搬受託者
- ・管理票の写しを管理票交付者、運搬受託者に送付せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者
- ・管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者
- ・受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者
- ・管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者または処分受託者
- ・受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を送付または報告した運搬受託者または処分受託者

電子manifestoを導入しよう！

電子manifesto制度は、manifesto情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークでやりとりする仕組みです。三者が常に情報を閲覧・監視することにより、不適切な登録・報告を防止できます。

○電子manifestoのメリット

記載漏れ防止、manifestoの保存が不要など



詳しくは、電子manifestoを運営する（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）のHPで！デモシステムでまずは体験を <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

